

平成19年度日本学生支援機構 「特に優れた業績による返還免除」の申請について

平成16年度から、大学院第一種奨学金の貸与を受けている学生で、本年度中に貸与が終了する学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」が実施されています。この制度は、在学中に特に優れた業績をあげた者を、各研究科等を経由のうえ東京大学が推薦し、日本学生支援機構が認定した場合に、課程別対象者の上限3割までが奨学金の全額または半額の返還が免除されるというものです。

申請希望者は、下記により申請してください。

1 対象者

平成16年度から19年度までに第一種奨学生に採用された大学院学生で、本年度中に貸与を終了（標準修業年限修了・短縮修了・退学・辞退等）する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者

2 申請場所

所属する研究科等（専攻）の奨学金担当係 → 公共政策大学院係

3 申請期間

概ね1月中旬～2月中旬頃の予定ですが、各研究科等（各専攻）によって異なります。提出締切日などは、所属する研究科等の奨学金担当係に必ず確認してください。

→ 2月22日（金）まで

4 申請方法

- ① 「業績優秀者返還免除申請書（様式1）」を公共政策大学院在学生用掲示板からダウンロードする
- ② 「業績優秀者返還免除申請書（様式1）」に必要な事項を記入・押印のうえ、必ず業績証明資料を添付する。（申請用紙に直接入力可、修正液使用は不可です。）
- ③ ①及び②を含めた申請書類及び提出部数などは、所属する研究科等（専攻）の奨学金担当係で確認のうえ提出してください。

→ 申請書（様式1・両面刷り）、業績を証明する資料
各原本1部、コピー3部

（注1） 平成20年度に貸与期間が残る者で平成20年4月以降の奨学金を継続しない者（辞退・退学予定者）は、異動願（辞退）を作成し、所属する研究科等の奨学金担当係で研究科長印を押印のうえ、2月末日までに「本部奨学厚生グループ奨学チーム（奨学金担当）あて提出してください。

（注2） 業績優秀者返還免除申請者で返還誓約書の提出がない者については、日本学生支援機構で業績免除が不認定とされる場合があります。本部奨学厚生グループ奨学チームへの返還誓約書の提出締切日は、次のとおりです。

・平成20年3月満期貸与終了者：平成19年12月14日（金）

（提出が遅れる場合も受け付けますので、未提出の方は、本部奨学厚生グループ奨学チームまで必ず連絡してください。）

・平成20年4月から退学・辞退・短縮修了等を予定し、2月末日までに異動願を提出した貸与終了者：平成20年4月18日（金）

（注3） 認定結果通知は、日本学生支援機構の業績優秀者免除認定委員会で認定後、日本学生支援機構または本学から各申請者に通知します。

本部奨学厚生グループ奨学チーム 平成19年12月18日